

# 全国フェミニスト議員連盟規約

## (名称)

この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。

ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives (愛称 AFER アファー) とする。

## (目的)

本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

## (活動)

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ・女性の議員ゼロの自治体をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を最低30%まで上げる運動。
- ・既成の政策、法律、条例を男女平等等の視点で点検する運動。
- ・女性がいきいき生きられるあらゆる環境づくりの政策立案運動。
- ・会員相互の情報交換、交流。
- ・日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

## (組織)

本連盟は第二条の目的に賛同する市民、議員をもって組織する。

## (世話人)

1. 本連盟に次の世話人を置く。代表：二名 財政担当：若干名  
広報担当：若干名  
政策担当：若干名  
組織担当：若干名  
国際担当：若干名  
事務局：若干名  
顧問：若干名
2. 世話人は会員相互の互選により定める。

## (世話人の任期)

世話人の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

## (世話人の任務)

1. 代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。
2. 財政は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。
3. 広報は、本連盟の目的、活動を広く世間に知らせ、理解を深める。
4. 政策は、本連盟の活動（第三条②③）のための、情報収集、研究にあたる。
5. 企画は、本連盟の活動（第三条④）のための計画、運営にあたる。
6. 組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。
7. 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換・交流をはかる。
8. 事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

## (会議)

1. 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。
2. 総会は、原則として年一回とする。ただし、緊急を要する場合は、世話人会の過半数（顧問を除く）をもって総会に代えることができる。
3. 世話人会は、必要に応じて開催する。

（会議の内容）

1. 総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。
2. 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議し、連絡調整をする。
3. 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定される。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

（経費）

1. 本連盟の経費は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。
2. 本連盟の会費は、年額一口一万円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

（その他）

第十一条 本規約の他、本連盟の運営に関し必要な事項は世話人会でこれを定める。